

笛吹市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)に対する パブリックコメントの募集について

1 目的

笛吹市障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害福祉施策の一層の充実を図るため、障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉に関する数値目標やサービス見込量等を定めるものです。令和3年3月に策定した第4次笛吹市障害者基本計画(期間：令和3年度～令和8年度)に内包される実施計画として位置付けられています。

現行計画が令和5年度末に計画期間満了を迎えるため、新たに計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とする笛吹市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定します。

については、笛吹市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)を取りまとめましたので、今後の計画策定の参考とするため、広く皆様の御意見・御要望をお伺いします。

2 意見募集期間

令和6年3月12日（火）～令和6年3月26日（火）

※上記期間、笛吹市ホームページで閲覧できます。

また、上記期間において、月曜日から金曜日（祝日を除く）までの午前8時30分から午後5時までの時間帯に、笛吹市役所保健福祉部障害福祉課窓口で閲覧できます。

3 提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

住所、氏名、電話番号は必ず記入してください。電話ではお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、
pubc-shogaifukushi@city.fuefuki.lg.jp 宛てにメールに添付し、送信してください。

(2) ファクシミリの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、
FAX 055-262-5100 に送信してください。

(3) 郵送の場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、
〒406-8510 笛吹市石和町市部800番地
笛吹市役所 保健福祉部 障害福祉課 障害福祉担当まで郵送してください。

(4) 窓口来庁の場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、
笛吹市役所保健福祉館2階 障害福祉課 障害福祉担当窓口まで提出してください。

4 御意見等の取り扱い

提出された御意見等については、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する市の考え方とともに笛吹市ホームページで公開します。

なお、住所・氏名等の個人に関する情報は公開しないことはもとより、ほかの目的で使用することは一切ありません。

5 問い合わせ先

笛吹市役所 保健福祉部 障害福祉課 障害福祉担当
電話 055-262-1273(直通)